施設基準・院内掲示

当院は近畿厚生局へ以下の届出を行っております。

1. 在宅療養支援診療所

在宅で療養される患者さんが安心して過ごせるよう、次の体制を確保しています。

- 24 時間連絡を受けられる体制
- 24 時間往診や訪問看護を行える体制
- 緊急時に入院できる病床の確保
- 他の医療機関や訪問看護ステーションなどとの連携

当院単独ではなく、連携する他の医療機関等と協力して、これらの体制を維持しています。

2. 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

通院が困難な患者さんのご自宅(在医総管)や、入居されている施設(施医総管)へ、医師が計画的に定期訪問を行い、診療・健康管理を行います。患者さんやご家族の同意のもと、診療内容や訪問の頻度を記した「訪問診療計画」を作成し、病状に応じて見直しを行いながら、継続的に医学的な管理をいたします。

3. 時間外対応体制加算 1

診療時間外であっても、患者さんやご家族からの電話などによる相談に、当院が常時対応できる体制を整えています。急な体調の変化や不安なことがあるときは、夜間や休日でも遠慮なくご連絡ください。ご連絡先は別途お渡しする資料や受付にてご案内しております。

4. 機能強化加算

地域のかかりつけ医として、次のような役割を担っています。

- 健康に関するご相談への対応
- 他の医療機関で受けた診療や処方されている薬の把握
- 必要に応じた専門医療機関への紹介
- 介護・福祉サービスなどに関するご相談への対応
- 在宅医療の提供や、地域の関係機関との連携

お困りのことがあれば、どうぞお気軽にご相談ください。

5. 在宅がん医療総合診療料

通院が難しい末期のがんの患者さんが、住み慣れたご自宅で療養を続けられるよう、医師による訪問診療と看護師による訪問看護を組み合わせて、計画的に医療を提供いたします。24 時間いつでも連絡を受けられる体制をとっており、緊急時には往診や訪問看護でご対応します。この料金は、診察、検査、投薬、注射、訪問看護などをまとめて 1 週間単位で算定する包括的な報酬です。

6. 夜間、早朝等加算

当院の診療時間のうち、夜間(午後 6 時以降)や早朝(午前 8 時以前)など、通常の診療時間帯以外に受診された場合に算定する加算です。

7. 明細書発行体制加算

当院では、領収証の発行の際に、どのような診療・薬剤・検査を受けたかが分かる、個別の診療報酬の算定項目が記載された明細書を無料で発行しています。明細書には、病名や検査結果など、ご家族などに知られたくない情報が含まれる場合もありますので、ご不要の方は受付へお申し出ください。

8. がん性疼痛緩和指導管理料

がんに伴う痛みでお困りの患者さんに対し、緩和ケアに関する研修を修了した医師が、WHO(世界保健機関)の方式などに基づいて、痛みの程度や状態に合わせた鎮痛薬の使い方などについて、指導と管理を行います。痛みを和らげ、患者さんが穏やかに日常生活を送れるようにお手伝いします。

9. 情報通信機器を用いた診療に係る基準

厚生労働省が定める「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って、電話やビデオ通話など、情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)を行う体制を整えています。通院の負担を減らすことができますが、病状によっては対面での診療が必要となる場合があります。ご利用の際は、医師とご相談ください。

10. 訪問看護遠隔診療補助料

患者さんのご自宅などで、医師が情報通信機器(ビデオ通話など)を用いて診療を行う際に、看護師が患者さんのもとに同席し、診療の補助(聴診器の操作、検査の補助、患者さんの状態の確認など)を行います。医師が直接訪問できない場合でも、適切な診療を受けていただくことができます。

11. 外来・在宅ベースアップ評価料(1)

当院に勤務する看護職員、薬剤師、事務職員、その他の医療関係職員の賃金の改善を図るための評価料です。この評価料で得た収入は、対象となる職員の賃金の引き上げに充てることとされています。

ご不明な点がございましたら、受付または職員までお気軽にお尋ねください。

令和 8 年 6 月 1 日

医療機関名：医療法人サンスター みつぼしほっとクリニック